

社長のための勉強

令和3年8月19日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

インボイス制度による免税事業者への影響は？

インボイス制度は「適格請求書等保存方式」として、令和5年10月1日に開始します。このインボイス制度では売上1,000万円以下の免税事業者から行った課税仕入れは原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

今までは請求書がない場合、支払先の名称や請求書のない理由を帳簿に記載することで仕入税額控除を受けることができました。しかし、インボイス制度により「仕入税額控除」の要件が「適格請求書」でなければならないとされたため、適格請求書発行事業者の登録ができない免税事業者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象にはなりません。

このため、課税事業者である企業は仕入先や経費の支払先が、適格請求書を発行できる事業者であるかの選定を行わなければなりません。また、免税事業者は取引先から適格請求書を求められる可能性が高く、適格請求書を発行できる課税事業者になる必要に迫られます。

インボイス制度が導入されれば、消費税納税額分だけ得をしていた免税事業者が課税事業者になりそうですね。

消費税

※ただし、インボイス制度導入後6年間は免税事業者からの課税仕入れにつき次の割合で仕入税額控除が認められています。

免税事業者からの課税仕入れにつき仕入税額控除ができる割合	
令和5年10月1日～令和8年9月30日	80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	50%

郵送ではなくe-mailでの配信を希望される方はご連絡ください